

# 令和8年度 知多市立東部中学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめについての基本的な認識

いじめは、心理的又は物理的な影響を与える行為によって心身の苦痛を感じるものであり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

### (2) 学校のいじめに対する基本姿勢

学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と相手を思いやる気持ちをもった生徒の育成をしていく。そうした中で、生徒が仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

### (3) 地域・保護者ととともに歩む学校として

学校は地域とともに、保護者とともに連携してこそ存在感がある。いじめを許さない、という基本方針のもと、学校の考えを地域・保護者にも理解していただき、三者で協力していじめを防止する体制をとっていく。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を機能させ、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭・保健主事で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、警察等の関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。また、定期的な教育相談だけではなく、日ごろから教師と生徒のコミュニケーションをとり、信頼関係を構築していく。
- イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- オ 道徳の授業を通して、互いを認め合い共に高め合える学級作りを基盤として、多様な考え方を知り、理解させる。
- カ 若あゆ日記を活用し、生徒の実態把握に努める。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 学校生活アンケートを学期に1回、いじめアンケートを月に1回、教育相談を年3回、定期的に実施して生徒の小さなサインを見逃さないように努める。なお、いじめアンケートについては、自由記名で実施する。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導および支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

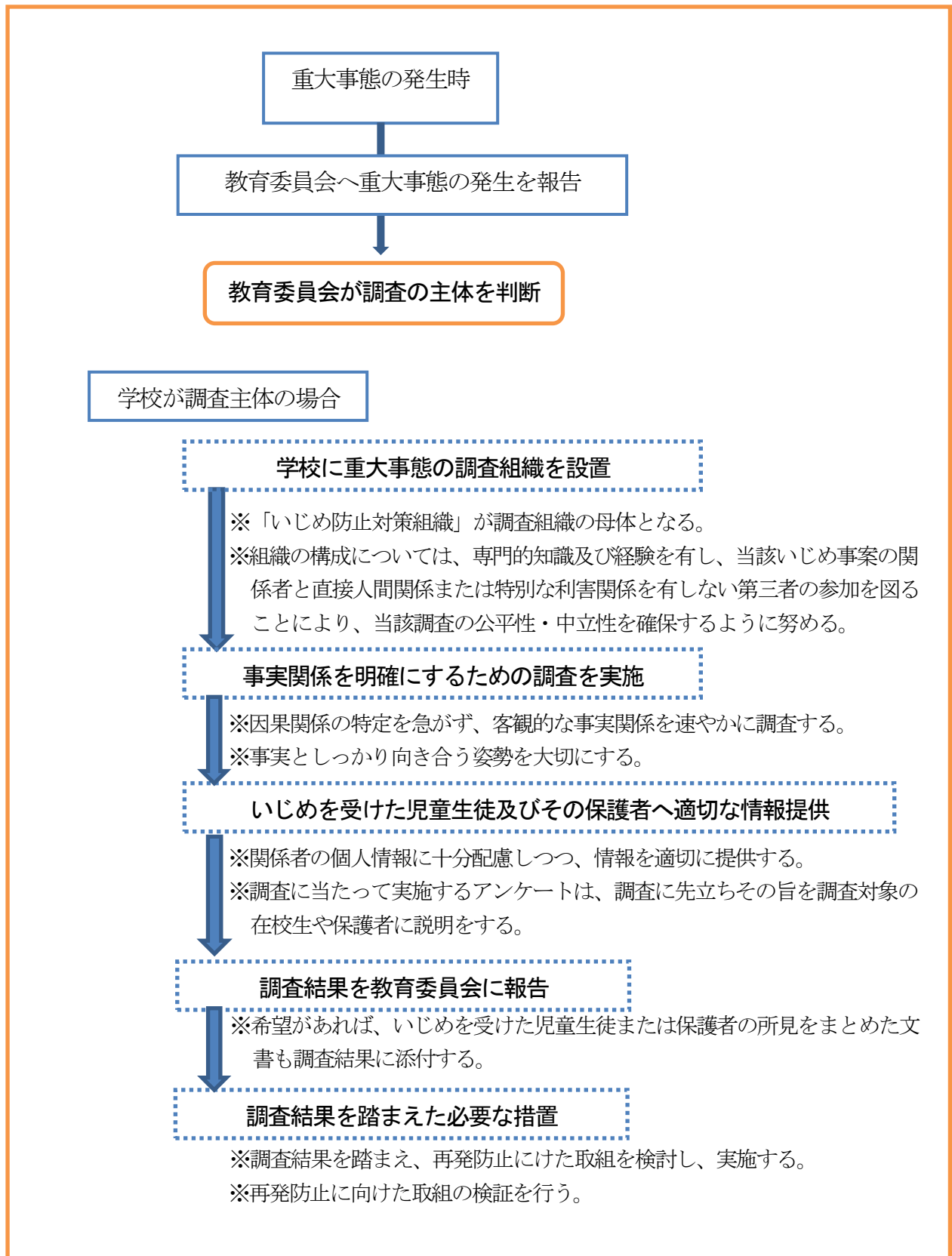
## 6 具体的な計画について

- (1) 年3回の定期の「いじめ・不登校対策委員会」においては、以下の点を行う。
  - ・第1回 「学校いじめ防止基本方針」の周知・教育相談やいじめアンケートの検討①
  - ・第2回 生徒指導リーフ等を活用した、未然防止の取り組みと確認①（全体）
  - ・第3回 今年度の取り組みの反省と、次年度への取り組みの提案（部会・全体）
- (2) いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」（ケース会議）を開催し、組織で対応する。以下の3点がこれにあたる。
  - ・緊急に会を開催し、対策を立てる。
  - ・不登校のケース会議後に、対策を立てる。
  - ・週に一度の生徒指導不登校対策小委員会で対策を立てる。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質の向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」の概要を本校ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



＜本校の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓	○相談室やS Cの児童生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き	○いじめ相談窓口の児童生徒、保護者への周知 ○身体測定	○公開授業
5月		○保健指導（心と体の成長）	○学校生活アンケート ○教育相談	○公開授業・公開部活動
6月	D ↓      C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○情報交換	○Q-U検査	○「学校いじめ基本方針」のHP掲載 ○学校評議員への学校行事・授業の公開
7月		○終業式での全体指導		○個人懇談会
8月		○研修		
9月		○秋華祭（文化の部）		
10月		○秋華祭（体育の部）	○学校生活アンケート ○教育相談	
11月			○Q-U検査	
12月		○情報モラル指導（ネットモラル） ○赤い羽根募金活動		○個人懇談会 ○保護者への学校評価アンケート
1月	○1年の反省			
2月	○情報交換 ○研修		○学校生活アンケート ○教育相談	
3月	○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長、生徒指導担当の講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○若あゆ日記	○あいさつ運動（学期に1回）

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。

**【作成上の留意点】**

年間計画の作成にあたっては、これまでの学校の取組（学校行事含む）といじめ防止対策との関連を明確にして位置づけることが大切である。これまでの学校独自の取組を大切しながら、全教職員の共通理解を図った上で、年間計画を作成していきたい。